

訪問看護料金表（介護保険対象の方）

令和8年6月改定

基本料金	<p>所要時間に応じて</p> <p>※以下の金額は1回の10割料金ですが、実際の利用料は介護保険負担割合証に記載されている負担割合（1割、2割または3割）を乗じた額となります。</p> <table border="1" data-bbox="247 526 1452 761"> <thead> <tr> <th></th> <th>要介護の方</th> <th>要支援の方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分未満</td> <td>4,710円</td> <td>4,510円</td> </tr> <tr> <td>30分以上 1時間未満</td> <td>8,230円</td> <td>7,940円</td> </tr> <tr> <td>1時間以上 1時間30分未満</td> <td>11,230円</td> <td>10,900円</td> </tr> <tr> <td>20分未満 ※1</td> <td>3,140円</td> <td>3,030円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 20分以上の訪問を1回/週以上利用している場合のみ</p>				要介護の方	要支援の方	30分未満	4,710円	4,510円	30分以上 1時間未満	8,230円	7,940円	1時間以上 1時間30分未満	11,230円	10,900円	20分未満 ※1	3,140円	3,030円																																													
	要介護の方	要支援の方																																																													
30分未満	4,710円	4,510円																																																													
30分以上 1時間未満	8,230円	7,940円																																																													
1時間以上 1時間30分未満	11,230円	10,900円																																																													
20分未満 ※1	3,140円	3,030円																																																													
各種加算項目	<table border="1" data-bbox="204 875 1485 2128"> <tbody> <tr> <td>① 特別管理加算（Ⅰ）</td> <td></td> <td>5,000円 / 月 ※</td> </tr> <tr> <td>② 特別管理加算（Ⅱ）</td> <td></td> <td>2,500円 / 月 ※</td> </tr> <tr> <td colspan="3">厚生労働大臣の定める状態（補足の③を参照）にある方が対象となります。</td> </tr> <tr> <td>③ 初回加算</td> <td></td> <td>区分Ⅰ：3,500円 / 月 区分Ⅱ：3,000円 / 月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">初回訪問時、要支援⇔要介護の変更時、暦月で2カ月以上訪問していない方にたいしてサービスを再開した場合に対象となります。但し、④退院時共同指導加算を算定させて頂く方は対象外となります。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区分Ⅰ：病院等からの退院日に初回訪問を行った場合 区分Ⅱ：病院等からの退院日以降に初回訪問を行った場合</td> </tr> <tr> <td>④ 退院時共同指導加算</td> <td></td> <td>6,000円 / 回</td> </tr> <tr> <td colspan="3">退院時にステーションの看護師が医療機関と共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合に対象となります。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 複数名訪問加算（Ⅰ）</td> <td>30分未満 30分以上</td> <td>2,540円 / 回 4,020円 / 回</td> </tr> <tr> <td colspan="3">利用者様の同意のもとで、看護師が複数名でサービスを行った場合に対象となります。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 長時間訪問看護加算</td> <td></td> <td>3,000円 / 回</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特別管理加算対象の方で居宅介護サービス計画に位置付けされている方が対象となります。尚、特別管理加算の算定対象外、居宅サービス計画に位置付けされていない場合については延長料金として別途料金の支払いを承ります。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 中山間地域等における小規模事業所加算</td> <td></td> <td>所定の金額の5%増し / 回 ※</td> </tr> <tr> <td colspan="3">通常のサービス実施地域（黒部市・入善町・朝日町・立山町・上市町・舟橋村・富山市）以外にお住まいの方が対象となります。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 早朝・夜間加算 深夜加算</td> <td></td> <td>それぞれの料金の25%増し それぞれの料金の50%増し</td> </tr> <tr> <td colspan="3">次の時間帯にサービスを行った場合に対象となります。 早朝（6:00～8:00） / 夜間（18:00～22:00） / 深夜（22:00～6:00）</td> </tr> <tr> <td>⑨ 緊急時訪問看護加算Ⅰ</td> <td></td> <td>6,000円 / 月 ※</td> </tr> <tr> <td colspan="3">利用者様やご家族様からの電話などによる緊急のご連絡に対し、24時間対応させて頂く場合に対象となります。尚、ご希望の場合はご契約が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>⑩ ターミナルケア加算</td> <td></td> <td>25,000円 / 回 ※</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ターミナルケアに関する支援計画等を利用者様やご家族様にご説明し、死亡日及び死亡日前14日以前に2日以上ターミナルケアを実施した場合に対象となります。</td> </tr> </tbody> </table>			① 特別管理加算（Ⅰ）		5,000円 / 月 ※	② 特別管理加算（Ⅱ）		2,500円 / 月 ※	厚生労働大臣の定める状態（補足の③を参照）にある方が対象となります。			③ 初回加算		区分Ⅰ：3,500円 / 月 区分Ⅱ：3,000円 / 月	初回訪問時、要支援⇔要介護の変更時、暦月で2カ月以上訪問していない方にたいしてサービスを再開した場合に対象となります。但し、④退院時共同指導加算を算定させて頂く方は対象外となります。			区分Ⅰ：病院等からの退院日に初回訪問を行った場合 区分Ⅱ：病院等からの退院日以降に初回訪問を行った場合			④ 退院時共同指導加算		6,000円 / 回	退院時にステーションの看護師が医療機関と共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合に対象となります。			⑤ 複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 30分以上	2,540円 / 回 4,020円 / 回	利用者様の同意のもとで、看護師が複数名でサービスを行った場合に対象となります。			⑥ 長時間訪問看護加算		3,000円 / 回	特別管理加算対象の方で居宅介護サービス計画に位置付けされている方が対象となります。尚、特別管理加算の算定対象外、居宅サービス計画に位置付けされていない場合については延長料金として別途料金の支払いを承ります。			⑦ 中山間地域等における小規模事業所加算		所定の金額の5%増し / 回 ※	通常のサービス実施地域（黒部市・入善町・朝日町・立山町・上市町・舟橋村・富山市）以外にお住まいの方が対象となります。			⑧ 早朝・夜間加算 深夜加算		それぞれの料金の25%増し それぞれの料金の50%増し	次の時間帯にサービスを行った場合に対象となります。 早朝（6:00～8:00） / 夜間（18:00～22:00） / 深夜（22:00～6:00）			⑨ 緊急時訪問看護加算Ⅰ		6,000円 / 月 ※	利用者様やご家族様からの電話などによる緊急のご連絡に対し、24時間対応させて頂く場合に対象となります。尚、ご希望の場合はご契約が必要となります。			⑩ ターミナルケア加算		25,000円 / 回 ※	ターミナルケアに関する支援計画等を利用者様やご家族様にご説明し、死亡日及び死亡日前14日以前に2日以上ターミナルケアを実施した場合に対象となります。		
① 特別管理加算（Ⅰ）		5,000円 / 月 ※																																																													
② 特別管理加算（Ⅱ）		2,500円 / 月 ※																																																													
厚生労働大臣の定める状態（補足の③を参照）にある方が対象となります。																																																															
③ 初回加算		区分Ⅰ：3,500円 / 月 区分Ⅱ：3,000円 / 月																																																													
初回訪問時、要支援⇔要介護の変更時、暦月で2カ月以上訪問していない方にたいしてサービスを再開した場合に対象となります。但し、④退院時共同指導加算を算定させて頂く方は対象外となります。																																																															
区分Ⅰ：病院等からの退院日に初回訪問を行った場合 区分Ⅱ：病院等からの退院日以降に初回訪問を行った場合																																																															
④ 退院時共同指導加算		6,000円 / 回																																																													
退院時にステーションの看護師が医療機関と共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合に対象となります。																																																															
⑤ 複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 30分以上	2,540円 / 回 4,020円 / 回																																																													
利用者様の同意のもとで、看護師が複数名でサービスを行った場合に対象となります。																																																															
⑥ 長時間訪問看護加算		3,000円 / 回																																																													
特別管理加算対象の方で居宅介護サービス計画に位置付けされている方が対象となります。尚、特別管理加算の算定対象外、居宅サービス計画に位置付けされていない場合については延長料金として別途料金の支払いを承ります。																																																															
⑦ 中山間地域等における小規模事業所加算		所定の金額の5%増し / 回 ※																																																													
通常のサービス実施地域（黒部市・入善町・朝日町・立山町・上市町・舟橋村・富山市）以外にお住まいの方が対象となります。																																																															
⑧ 早朝・夜間加算 深夜加算		それぞれの料金の25%増し それぞれの料金の50%増し																																																													
次の時間帯にサービスを行った場合に対象となります。 早朝（6:00～8:00） / 夜間（18:00～22:00） / 深夜（22:00～6:00）																																																															
⑨ 緊急時訪問看護加算Ⅰ		6,000円 / 月 ※																																																													
利用者様やご家族様からの電話などによる緊急のご連絡に対し、24時間対応させて頂く場合に対象となります。尚、ご希望の場合はご契約が必要となります。																																																															
⑩ ターミナルケア加算		25,000円 / 回 ※																																																													
ターミナルケアに関する支援計画等を利用者様やご家族様にご説明し、死亡日及び死亡日前14日以前に2日以上ターミナルケアを実施した場合に対象となります。																																																															

	<p>⑪ 専門管理加算 2,500円 / 月 悪性腫瘍の鎮痛療法または化学療法を行っている利用者様に対し、計画的な管理を行った場合に対象となります。</p> <p>⑫ 介護職員等処遇改善加算 総単位数 x 1.8% x 10円 / 月 ※ 全利用者様が算定対象となり、1ヶ月あたりの総単位数(各種加算・減算を含む)に一律「1.8%」を掛けて算出します。 (※印の加算は区分支給限度額の対象外)</p>																																																								
その他利用料	<p>以下はすべて保険適用外であるため、表示通りの実費負担となります。</p> <p>① 衛生材料・介護用品等 実費相当</p> <p>② 延長料金(1時間30分を超える場合)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業日</td> <td style="padding-left: 20px;">9:00 ~ 16:59</td> <td style="padding-left: 20px;">1,000円 / 30分毎 (30分未満切り上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">17:00 ~ 21:59</td> <td style="padding-left: 20px;">3,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 1,500円、30分未満切り上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">22:00 ~ 5:59</td> <td style="padding-left: 20px;">5,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">6:00 ~ 8:59</td> <td style="padding-left: 20px;">4,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">休日</td> <td style="padding-left: 20px;">9:00 ~ 16:59</td> <td style="padding-left: 20px;">2,000円 / 30分毎</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">17:00 ~ 21:59</td> <td style="padding-left: 20px;">4,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">22:00 ~ 5:59</td> <td style="padding-left: 20px;">6,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 3,000円、30分未満切り上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">6:00 ~ 8:59</td> <td style="padding-left: 20px;">5,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ)</td> </tr> </table> <p>③ キャンセル料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">訪問予定日の2日前</td> <td style="padding-left: 20px;">10割料金の 30%</td> <td style="padding-left: 20px;">/ 訪問日当日</td> <td style="padding-left: 20px;">10割料金の 80%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">訪問予定日の前日</td> <td style="padding-left: 20px;">10割料金の 50%</td> <td style="padding-left: 20px;">/ 連絡なし</td> <td style="padding-left: 20px;">10割料金の 100%</td> </tr> </table> <p>※ ただし、やむをえない理由によるキャンセルについては頂きません。</p> <p>④ エンゼルケア料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業日</td> <td style="padding-left: 20px;">9:00 ~ 16:59</td> <td style="padding-left: 20px;">13,000円</td> <td style="padding-left: 20px;">/</td> <td style="padding-left: 20px;">22:00 ~ 5:59</td> <td style="padding-left: 20px;">17,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">17:00 ~ 21:59</td> <td style="padding-left: 20px;">15,000円</td> <td style="padding-left: 20px;">/</td> <td style="padding-left: 20px;">6:00 ~ 8:59</td> <td style="padding-left: 20px;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">休日</td> <td style="padding-left: 20px;">9:00 ~ 16:59</td> <td style="padding-left: 20px;">15,000円</td> <td style="padding-left: 20px;">/</td> <td style="padding-left: 20px;">22:00 ~ 5:59</td> <td style="padding-left: 20px;">19,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">17:00 ~ 21:59</td> <td style="padding-left: 20px;">17,000円</td> <td style="padding-left: 20px;">/</td> <td style="padding-left: 20px;">6:00 ~ 8:59</td> <td style="padding-left: 20px;">17,000円</td> </tr> </table> <p>⑤ 口座振替登録手数料 170円 (※口座振替を行う初月のみ)</p> <p>⑥ 口座振替手数料 170円 / 月</p>	営業日	9:00 ~ 16:59	1,000円 / 30分毎 (30分未満切り上げ)		17:00 ~ 21:59	3,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 1,500円、30分未満切り上げ)		22:00 ~ 5:59	5,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ)		6:00 ~ 8:59	4,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ)	休日	9:00 ~ 16:59	2,000円 / 30分毎		17:00 ~ 21:59	4,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ)		22:00 ~ 5:59	6,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 3,000円、30分未満切り上げ)		6:00 ~ 8:59	5,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ)	訪問予定日の2日前	10割料金の 30%	/ 訪問日当日	10割料金の 80%	訪問予定日の前日	10割料金の 50%	/ 連絡なし	10割料金の 100%	営業日	9:00 ~ 16:59	13,000円	/	22:00 ~ 5:59	17,000円		17:00 ~ 21:59	15,000円	/	6:00 ~ 8:59	15,000円	休日	9:00 ~ 16:59	15,000円	/	22:00 ~ 5:59	19,000円		17:00 ~ 21:59	17,000円	/	6:00 ~ 8:59	17,000円
	営業日	9:00 ~ 16:59	1,000円 / 30分毎 (30分未満切り上げ)																																																						
		17:00 ~ 21:59	3,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 1,500円、30分未満切り上げ)																																																						
		22:00 ~ 5:59	5,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ)																																																						
		6:00 ~ 8:59	4,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ)																																																						
	休日	9:00 ~ 16:59	2,000円 / 30分毎																																																						
		17:00 ~ 21:59	4,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ)																																																						
		22:00 ~ 5:59	6,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 3,000円、30分未満切り上げ)																																																						
		6:00 ~ 8:59	5,000円 / 60分以内 (以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ)																																																						
	訪問予定日の2日前	10割料金の 30%	/ 訪問日当日	10割料金の 80%																																																					
訪問予定日の前日	10割料金の 50%	/ 連絡なし	10割料金の 100%																																																						
営業日	9:00 ~ 16:59	13,000円	/	22:00 ~ 5:59	17,000円																																																				
	17:00 ~ 21:59	15,000円	/	6:00 ~ 8:59	15,000円																																																				
休日	9:00 ~ 16:59	15,000円	/	22:00 ~ 5:59	19,000円																																																				
	17:00 ~ 21:59	17,000円	/	6:00 ~ 8:59	17,000円																																																				

[補足]

- ① 訪問看護サービスの介護保険適用時の料金は、介護保険法により定められています。その為、介護保険法並びに関連諸法の改定等により、料金に変更される場合があります。この場合においては、書面により変更内容をご通知させていただきます。
- ② 保険適用外の料金は、金額設定時の物価や税率を元に決定しております。その為、物価の変動や税率の変更等により、やむをえず料金を変更させて頂く場合があります。この場合においては、変更内容を書面により通知させていただきます。
- ③ 厚生労働大臣の定める状態については以下のとおりとなります。

特別管理加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態 ・ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態 ・ 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態 ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理の算定対象者 ・ 在宅血液透析指導管理の算定対象者 ・ 在宅酸素療法指導管理の算定対象者 ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理の算定対象者 ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理の算定対象者 ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・ 真皮を超える褥瘡の状態 ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態 ・ 在宅自己導尿指導管理の算定対象者 ・ 在宅人工呼吸指導管理の算定対象者 ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理の算定対象者 ・ 在宅自己疼痛管理指導管理の算定対象者 ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理の算定対象者